

しほんばし

かわら版

「蒲田の梅園」
かまた ばいえん

東海道沿いの蒲田に梅園ができたのは文政年間（一八一八～一八三〇）頃。梅が花を咲かせる季節は多くの見物客でにぎわい、実をつける頃は梅干にして、街道を往来する旅人や江戸の人々に売っていたという。



広重「名所江戸百景」共同通信刊



公益社団法人 日本橋法人会の理想

わたしたちは、税金が社会共通の経費をまかなうための会費であることを理解し、自主申告納税制度の伸長をめざすものであります。

当会は、健全な法人納税者の団体として、

- ①まず正しい記帳と適正な申告と納税が行われるようにすすめるとともに
- ②会員の正しい意見が、税制や税務行政に反映するよう働きかけ、
- ③そこにお互いの信頼のきずなを深めながら
- ④企業と地域社会の発展のために幅広い活動を推し進めます。

目 次

特別インタビュー	3
日本橋高島屋 田中良司店長に聴く	
インタビューア-:大島広報担当副会長・飯田広報委員長	
「江戸の合理性」 (株)伊場仙 吉田 誠	8
らんちのためのうまいものめぐり「味乃一番」	11
食事は「1日しっかり3回説」に、考えも対応も様々	12
令和2年度税制改正大綱	14
日本橋税務署からのお知らせ	16
中央都税事務所からのお知らせ	20
中央区役所からのお知らせ	21
禁煙推進が企業を強くする	22
ぜいきんクイズ	23
アンケートのお願い	24
今後の予定・編集後記	25



特別インタビュー

日本橋高島屋 田中良司店長に聴く

インタビュアー:大島 博 広報担当副会長 インタビュイー:飯田永介 広報委員長

再開発により新しく生まれ変わった日本橋2丁目地区。
その中心たるランドマーク、日本橋高島屋の田中良司店長(当時)にお話を伺いました。

取材時:2020年1月10日



田中良司店長

本日はお忙しい中お時間を頂きありがとうございます。

まずは高島屋さんの歴史、日本橋での歩みからお願いいたします。

(田中店長) 私ども高島屋はもとは近江商人でございまして、社史によりますと、京都烏丸に古着の木綿商として「高島屋」という

屋号を出したのが1831(天保2)年でした。今の京都銀行さんのところに、発祥の地の碑が立っております。

高島屋の「創業の精神」、私が入社したころには「店是」と言っておりましたが、4つございまして、「确实なる品を廉価にて販売し、自他の利益を図るべし」「正札掛値なし」「商品の良否は、明ら

かに之を顧客に告げ、一点の虚偽あるべからず」、そして「顧客の待遇を平等にし、苟くも貧富貴賤に依りて差等を附すべからず」でございまして。これが天保2年の時に既にあったと記録に残っております。



大島広報担当副会長

最初は間口2間の小さなお店で細々とやっていたようですが、蛤御門の変の時に最初の転換期だったようです。

京都が戦場となった時、蔵の中に水を入れた桶を置いて目張りのようなものをして逃げたところ、蔵は焼け残り中の着物も無事でした。京の街は甚大な被害を受け、物資が不足していたところで、商人にとってはまさに”濡れ手で粟”の稼ぎ時でしたが、それまでと同じ値段で販売をして、「高島屋はとても正直だ」ということで評判を取ったということが社史に載っています。

創業から4、50年かかって、やっと商売が太くなっていったところに、今度は明治維新で苦労したようです。

その時の京都は大変で、京都で

歴史を誇る先輩方のお話を聞くことができて、その時の話が出てきます。

戦争の時も大変だったけれども、明治維新の時に東京に皆さん移ってしまったのが兎に角、大変だったと仰います。

また、その頃、高島屋は海外との取引も始まりまして、万博や輸出など、海外での商売が大きくなっていきました。

そして京都から大阪に出て商売が更に大きくなり、いよいよ東京進出となりました。

この日本橋の前も営業所が何カ所あったのですが、やはり完全に大きく進出というのは昭和8年の日本橋店の開店です。

日本橋店は百貨店建築では初の重要文化財指定となりましたね。

(田中店長) お陰様で、とてもありがたいことだと思っております。

普通は建物の右や左に増築すると建てた当時の顔が変わってってしまうのですが、昭和8年に造ったものに対して後ろに増築をしましたから、正面のファサードは残っております。ほぼウィンドウから全部昭和8年当時そのままの形で残っていますから、そこは貴重だと思います。

当時は公募するのが流行りだったようで設計を公募し、高橋貞太郎先生のデザインが採用され、全館冷房をうたって開業しました。

記録を見ますと、昭和12年の時には増築計画がありまして、昭和15年に皇紀2600年に合わせて増築しようとしていたようなのですが、地下まで工事をしたものの、戦争で計画が止まってしまう、戦後工事が再開され昭和27年から29年に現在の本館のまん中のところまで完成しました。

増築した中央の部分は村野藤吾先生が設計なさって、最終的には昭和38年から40年に増築して完成しました。高橋貞太郎先生はこの増築の時に監修はしているのですが、中央の設計は村野藤吾先生がされて、完成をしたということなんです。

日本橋での高島屋

日本橋の中で、高島屋さんが取り組まれていた地域活動についてお聞かせください。

(田中店長) 日本橋の橋洗いはからはじまり、名橋「日本橋」保存会、日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会、日本橋京橋まつり等々、また直近であれば箱根駅伝であったりと、1年中、季節毎に地域の活動に参加させていただいております。

また、こちらの氏神様は日枝神社様なので今年は山王祭がござります。

お正月には江戸消防記念会の皆さんに、木遣り唄や、纏振り、梯子乗りを店頭でご披露いただいたり……。

こういった地域の行事は、個人的にも楽しいですし、参加させていただくのは本当に貴重な体験だと思っています。

地域に対しての思いについてもお願いします。

(田中店長) あくまでも地元の皆様が主役であられて、我々は微力ですが一助になればということでできる限り参加をさせていただいております。

先ほど申し上げましたように、私どもが日本橋で商売をさせてい

ただくようになったのは昭和8年からです。

ご近所には200年、300年、450年の歴史を持つ銘店の皆様がいっぱいいます。我々は100年も経っていませんので、まだまだひよっこです。

変わりつつある日本橋で

日本橋はここ数年の再開発でかなり人の流れが変わったように思いますが、いかがでしょうか。

(田中店長) 私は日本橋入社でずっと日本橋店で営業だったのですが、その後、本社と横浜店、

岡山店に勤務し、7年ぶりに日本橋に戻ってきたのが今から3年前ですが、もの凄く変化を感じました。

街全体これほどの再開発ですので、昼間人口もちろん増えており、ランチタイムは人で溢れかえっておりますが、それと同時に気がついたのが、週末にベビーカーが多いこと、また、若い方、自転車も増えました。

たしか中央区は1997年から1998年が人口の底で7万人だったのが、去年は17万人近くと倍以上になっています。

将来推計人口を見ても、年少人口が多いですから、もの凄く若返っています。



飯田広報委員長



確かに、お子様連れの若いご家族の増加は目を見張るものがありますね。

(田中店長) 近隣の江東区、千代田区、港区もそうです。ベイサイドエリアのマンションを30歳前後のダブルインカム、今の言葉で言うと「パワーカップル」が購入していらっしゃいます。

そして、お子さんが生まれて、その方々の最寄りの繁華街が日本橋ですので、今、非常に活気がございます。

オフィス街も再開発が始まったばかりでこれからです。

八重洲前、常盤橋もそうですし、日本橋を挟んで3つも巨大な計画がございます。

また、東京オリンピック・パラリンピックを控え、この地域はもの凄く未来があります。

● これからの高島屋

一昨年の9月に新館をオープンされ、益々、注目が集まる日本橋高島屋さんですが、新しい体制の「日本橋高島屋」についてお伺いできますでしょうか。

(田中店長) 3月に東館、9月に新館がオープンし、本館、

ウォッチメゾンという時計専門の館と、4館体制で日本橋高島屋S.C.になりました。基本的にはこの4館がまったく違う個性を持っています。

新館は完全な専門店街にいたしました。

そして東館にはポケモンセンターがあり、そして本館は百貨店というふうにもまったく違う個性を持っています。日本橋高島屋S.C.は、赤ちゃんからご高齢の方まであらゆる世代の方が楽しめるショッピングセンターです。

新館は専門店街で、フロアに従来の売場名はありません。婦人服もあれば紳士服もあり、床屋もあれば喫茶店もあります。

本館は百貨店本来の売場、例えば「婦人靴売場」「化粧品売場」といったアイテムごとの平場に戻しております。



なるべく壁もなくし床も統一して、基本的には見通せるように全部平場にして、同じ種類の商品であらゆるブランドが揃っており、新館とは全く体験価値が違うものになっています。

それぞれ個性が違いますが、サインや店内案内は同じになっていますので、そこが安心感を生んで居心地良く、多くの方に楽しんでいただけるようにという形をとっています。

最後に伝統を残しながらも変わりつつある日本橋で、高島屋さんの目指される方向性などについてお伺いできますでしょうか

(田中店長) 日本橋の江戸文化の伝承というのは凄いです。

これほどの再開発ですと、多くの街が継承という意味ではなかなか難しくなってきますが、これほど経済の中心で、しかも、このエリアはもの凄く成長しています。そこが江戸文化発祥の地で、継承の地で、今いちばん未来とエネルギーを持っている。

日枝神社様と神田明神様は昔から毎年の天下祭をずっと守って、そういった地域の文化を地元の皆様が守っていらっしゃって、このようなどころ他には思いあたりません。

また、昔の日本橋は週末の方が人出が少なかったのですが、

今は完全に週末型になっています。私は「選ぶ楽しさ」「贈る楽しさ」「過ごす楽しさ」と言うのですが、とにかくその楽しさを増やすのだと、そして目的はとにかく「お出かけ先」だと、お出かけしていただく場所を造るということです。

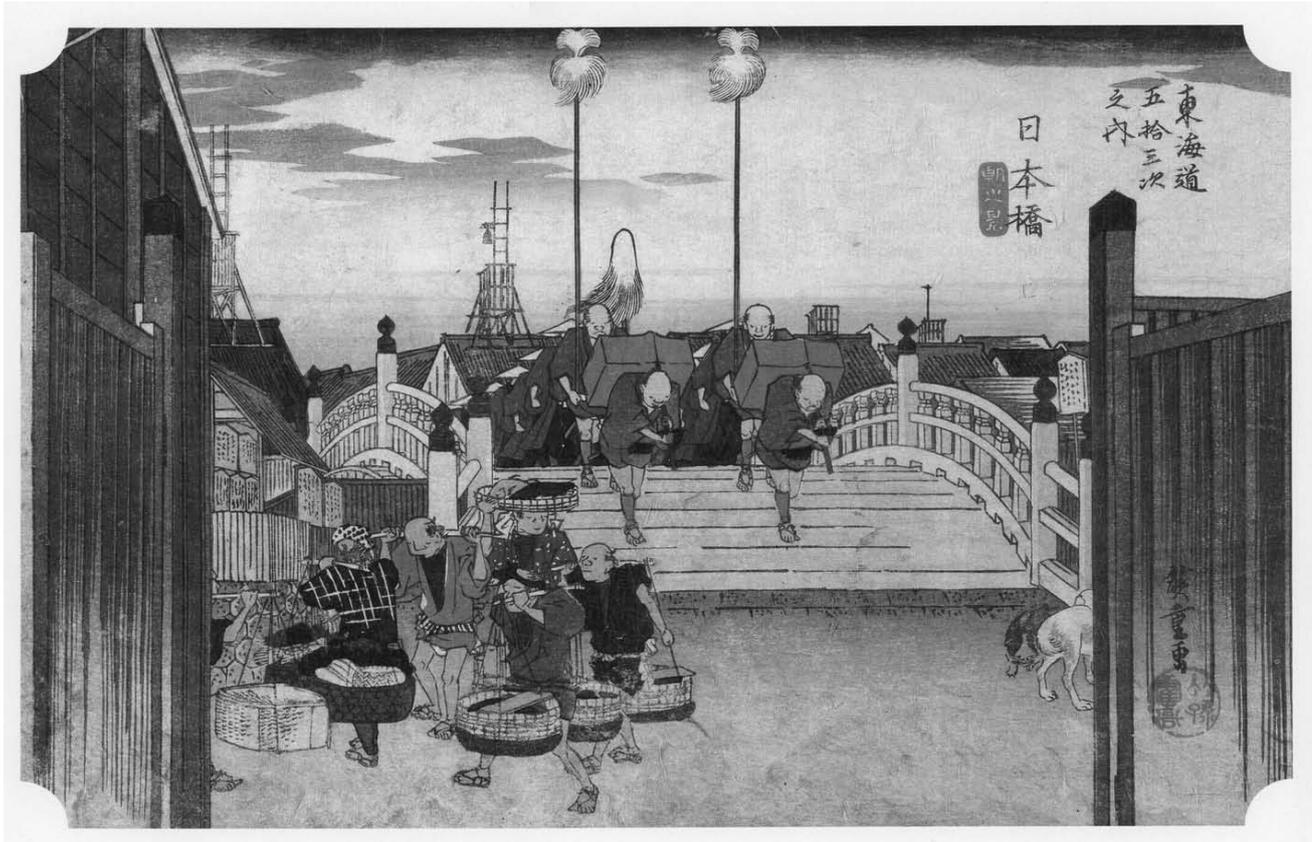
「明日どこにいこうか?」と言った時に、「日本橋にでも行ってみようか」となるように、この伝統と革新が見事に融合しているこの街で、当店も街づくりの一助となるように努めて参りたいと存じます。

本日はありがとうございました。



江戸の合理性

日本橋法人会副会長
日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会
株式会社 伊場仙
吉田 誠男



歌川広重 東海道五十三次「日本橋朝の景」

私たちは従前より江戸はいかに封建的で非合理的な社会だった、と教わってきました。最大の原因は明治政府が江戸を全否定した事が発端だったのでしょう。近代の教育制度は明治政府が創ったものですからそれを教わった我々も「江戸はそんなものか」と疑いもしなかった。でも江戸の数々のイベントを掘り下げていくと江戸時代の違った局面が見えてきます。

その一つの例が「大名行列」。私たちは大名行列が江戸時代もっとも封建的で非合理的なイベントとの代表例として教わってきました。まず大名行列の最中は沿線の住民は土下座をさせられ、行列が過ぎ去るまで頭を上げることも出来なかったという文言。だけれども歌川広重が描いた東海道五十三次の内の「日本橋朝の景」には魚河岸の人たちがまるで大名行列を無視するように働いている様子が描かれています。

いったい彼らは何故大名行列を軽んじていたのでしょうか？

実は大名行列の大半の侍たちが「アルバイト」であることを日本橋の町人たちは知っていたのです。

江戸も末期になると各藩の財政状況は困窮を極めることになりました。しかし参勤交代は各藩が徳川政権に忠誠を示す重要なイベントとして必ず行わなければならない一大行事でした。そこで各藩は一体何を考えたか？現在の皆さんの会社の海外出張を前提に考えてみましょう。例えば海外で皆さんの会社の新製品発表に通訳やパンフレットを配る要員、さらにはアテンドの女性たちなど30人のスタッフが必要と仮定します。この30人全てを日本の本社から連れて行ったらとんでもない経費が掛かります。多分多くの会社は大半の要員を現地で雇い入れると考えるのが普通でしょう。

参勤交代も全く同じ道理が働きます。すなわち各藩は参勤交代の要員を江戸の現地の若者をアルバイトとして採用し、藩の紋付を着させて侍の役目をしてもらい行進して貰う。こうして各藩は出張経費を浮かすことが出来たのです。江戸の町人たちは大名行列の大半の人間が近所の若者であることを百も承知だから土下座などちゃんちゃら可笑しい、と思うのが当たり前となります。

このアルバイトを集める町の仕事を「人寄せ」と言います。これは現代の「人材派遣会社」にあたります。徳川政権も見て見ぬふりをしてこのありさまを見過ごしていたのでしょ

う。ちなみに大名行列は主に江戸市中だけで、江戸城を出た行列は最初の宿場で解散し、ここで「臨時雇用の侍」は解散、あとの本当のお侍さんたちは装束をしまい、出張経費削減のため脱兎のごとく各藩に帰って行ったと言われています。

図1 東海道高輪の風景 長い大名行列が描写されている



これを浮世絵で検証してみましょ！

図1では高輪の参勤交代の長い列が描かれており、当時の藩の権勢が見事に表現されています。

しかし図2の品川宿の参勤交代の列は最後尾だけが描かれており、やけに寂しい絵となっています。

さらに図3の戸塚の宿以西ではもはや参勤交代の列は題材になっていません。これは参勤交代の列は品川宿で終わっていたのではないかと推測されます。

図4は何処かの街道沿いの参勤交代の絵ですが町人たちは土下座どころか、全くの無視を決め込んでいます。



図2 東海道品川宿の絵 参勤交代の図がやけに寂しい



図3 東海道戸塚の絵 ここまでくると参勤交代の絵は無くなる



図4 見栄をはる参勤交代の列 町人たちは全くの無視

【筆者紹介】 吉田 誠男

株式会社 伊場仙 14代目 代表取締役社長 日本橋法人会副会長
日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会

創業、天正18年(西暦1590年)創業当時は江戸日本橋堀江町(現在の東京都中央区日本橋小舟町)にて、江戸幕府の御用を承り、主に和紙、竹製品、などを扱っていた。江戸後期よりうちわ浮世絵を扱い始め、初代豊国、国芳、広重などの版元として「伊場屋」の名を江戸市中に広める。十代目より屋号を「伊場仙」とし、十三代目の吉田直吉の時代にはあたりに暦(カレンダー)の製造販売をはじめ、現在のうちわ、扇子、カレンダー業の基礎を築く。

日本橋らんちのためのおいしいものめぐり

味乃一番

今回ご紹介するのは、馬喰横山駅近くの町中華の老舗「味乃一番」。
ショーウインドウのパンダのぬいぐるみもかわいい当店は、地元の方なら知らないものはいないというくらい愛されている。

人気の海老そばは、タツプリのしゃきしゃきの野菜、ぷりっぷりの海老がごろっと贅沢に入り、もっちり細麺にあっさり塩味の滋味あふれるスープが言うことなし。

山椒のきいた麻婆豆腐は、本場、四川の方を唸らせる美味しさ。炒飯、餃子、春巻き等々・・・
どれを食べても外れなし。

昭和を感じさせるノスタルジックな店内で絶品中華をいただく至福の時。是非、ご堪能あれ。



海老そば(ランチ価格 税込990円)



麻婆豆腐定食(ランチ価格 税込935円)

五目焼きそば(ランチ価格 税込880円)



味乃一番

中央区東日本橋3-3-5(馬喰横山駅徒歩2分) 【営業時間】月～金 ランチ 11:30～LO.14:30
Tel.03-3664-1191
ディナー 17:00～LO.21:30

【定休日】日曜日・祝日・第3土曜日

土曜日 ランチ 11:30～LO.14:30

食事は「1日しっかり3回説」に、 考えも対応も様々

医療ジャーナリスト 大谷克弥

■江戸後期までは1日2食、3食提唱は80年ほど前から

巷にあふれる健康本を見ると、その多くは「朝昼晩の3回、同じ時間にしっかり食べて、生活習慣病を予防しよう」といったトーンで記されています。理由として「適正な体重を保てる」「生活のリズムが整い、勤労・勤勉意欲が増進する」「胃腸の働きが安定し、安眠につながる」といったメリットが付記されています。さらにインパクトの大きいのは「朝食は脳を活性化させる」という効能でしょう。朝食を摂ると成績が上がる、と言われれば、子供を持つ母親はころりと参ります。

時代劇を見ると分かる通り、歴史的には江戸時代の中ごろまで庶民の食事は朝と昼過ぎか夕方近くの2回でした。1回増えて3食になったのは、国家としての近代化に向けて土木関係の肉体労働者が激増したせいのようなのです。ずばり腹が減っては、戦はできないからで、弁当持参も徐々に多くなりました。

しかし昭和に入ると戦争から敗戦へと続き、国ぐるみの食糧難に苦しみますが、世の中が落ちついてくるにともない、食への関心が高まっていきます。そして昭和10年に国立栄養研究所が提唱した栄養学的な1日3食説に注目が集まり、バイブル化していききました。

ただ歳月の流れにともない、予期せぬ事態が起きます。まず「欠食」という言葉の浮上でした。これは学校給食のなかった時代に、貧しくて弁当を持参できない子供を「欠食児童」と呼んだのに始まりますが、現在は朝食を摂らない若者のことです。なぜ朝食拒否かとしては「面倒」「太る」の2つが挙げられ、朝はコーヒー1杯が落ち着く、という声も多くあります。

一方、3食推進派は、力士が朝食抜きでチャンコのドカ食いと昼寝で体重を増やしているのを引き合いに「2食こそ肥満の元」と警告します。これに対し2食推進派も3食で太ったデータを集めて反論をすれば、24時間フル活動の現代社会では1日4食、5食の夜勤労働者も出てきます。3食を勧められても人それぞれ、意見も対応も入り乱れているのが実情です。



■一方で若年世代の低栄養状態や痩せ過ぎが社会問題に

人間には生活習慣や体質の違いがあるので、3食派や2食派などに分かれるのはある程度、理解できますが、それに関連して最近の若者層に多発している新型栄養失調とは何かについて説明します。この飽食の時代に何事かと驚く方も多いでしょうが、これは摂取カロリーこそ足りてはいても、必要栄養素のビタミンA、B1、そしてカルシウム、マグネシウムの必須ミネラルなどが不足している状態を指します。なぜそうなったかと言うと、回数は3食摂っても、ほとんど同じ物しか食べないからです。極端な例ですが、3食インスタントラーメン、持ち帰りのオニギリだけだったらどうなるか、察しがつくでしょう。栄養バランスが崩れ、栄養失調になってしまうのです。

数字で事例を示すと、厚生省は国民1人に1日350gの野菜を食べよう推奨していますが、実際の摂取量は男性20代が236.2g、30代が254.7g、女性20代は228.6g、30代は237.2gです。最も多いのは男性60代の309.9gで、これも推奨値を超えてはいませんが、最少は前述の20代女性ですし、成人のデータを見ると年齢が低いほど摂取量が少なくなっています。

新型が頭につく栄養失調は、初期だと見た目には余り変わりはありませんが、体型や顔色などに明確な異常が現れ、世上を震撼させる現象も発生してきました。それは若い女性の痩せ過ぎです。肥満や痩せの判別は通常、日本肥満学会が定めた肥満指数のBMI (Body Mass Index) によって行われることはご存じでしょうが、女性全体では約12%、20代の女性は約21%が基準の18.5%を下回る「痩せ」に属しています。

これを国際的に見ると、女性全体の比率は先進国の中でトップクラスになります。さらに20代女性となると「痩せ過ぎ」のグループに入り、他国から不思議がられています。その原因は、言わずと知れたダイエット志向で、食べないからです。痩せ過ぎは当人に免疫力の低下や貧血をもたらし、低体重の子供の出産が多くなり、骨粗鬆症にも進行していきます。

過日、専門医からこんな話を聞きました。「最近の若い女性に便秘が多いのは、食べないので出る便がないから。便を作れない体で丈夫な赤ちゃんを産めるはずがないでしょ」。言葉を替えると「(健康は)まず、便より始めよ」と言えそうです。



【筆者紹介】

大谷 克弥
(おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。
読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。
現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

令和2年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現!

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■ オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■ 5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■ 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■ 交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■ 企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■ 投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■ NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■ 未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■ 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日から令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■ 法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■ 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来は、課税売上割合に調整される仕組みでしたが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■ 住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■ 高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■ 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子会社から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■ 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■ 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

東京国税局・税務署からのお知らせ

安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

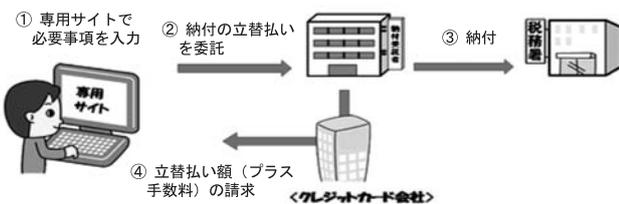
日頃から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。
国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

この機会に是非、ご利用をお願いします。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所でご案内しております。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明手続」
(スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

クレジットカード納付



専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付できます。

※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。



ダイレクト納付



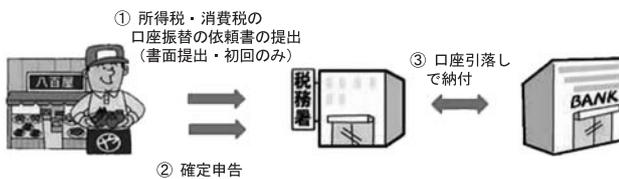
事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時または期日を指定して納付できます。

事前手続

e-Tax



振替納税



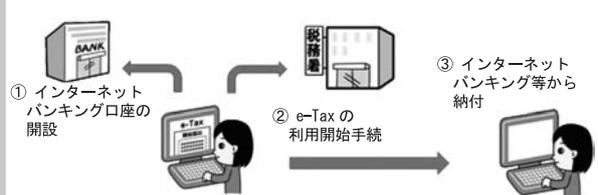
事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。

※ 個人の申告所得税・消費税に限ります。

事前手続



インターネットバンキング



インターネットバンキングにより国税を電子納付できます。

e-Tax



※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

事前手続 事前に手続が必要です。

e-Tax e-Taxでの利用となります。



東京国税局・税務署

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する「電子証明書」が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書
になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ
で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!

※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



ポイントで
買い物ができる!

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!

2020年度
実施予定!



健康保険証
として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>



令和2年1月14日以後、法人番号等の 公表時期が変わります！

これまでに比べて
早く公表されるよ！



令和元年11月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」が改正され、法人番号等の公表時期が、次のとおり変更されました。

改正の概要

国税庁では、法人番号の指定を受けた法人等の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号（以下「基本3情報」といいます。）を「国税庁法人番号公表サイト」において公表しています。

これまで基本3情報は、法人番号を指定し、その法人に対し**法人番号を通知した後、速やかに**公表することとされていましたが、今般の改正により、**法人番号を指定した後、速やかに**公表することとされました。

なお、人格のない社団等は、従来どおり、その代表者又は管理人が同意している場合に限り、基本3情報が公表されます。

この改正は、**令和2年1月14日以後**の公表について適用されます。

改正前

【設立登記法人の例】



公表時期・・・設立登記完了日の3～4稼動日後

改正後

設立登記完了日 ①指定 ②公表 ③通知



公表時期・・・設立登記完了日の1～2稼動日後

法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト

法人番号に関する最新情報のほか、法人番号の検索・閲覧もこちらのサイトでできます。



法人番号公表サイト

検索

国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> にアクセス

日本橋税務署からのお知らせ

2020年度国税専門官募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受 験 資 格
- 1 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者
 - 2 平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申 込 手 続
- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)
 - 2 受付期間
令和2年3月27日（金）9時から令和2年4月8日（水）まで[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
令和2年2月3日（月）から令和2年4月8日（水）まで
9時から17時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注） 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)
- ◇ 試 験 日
- 第1次試験 令和2年6月7日（日）
第2次試験 令和2年7月8日（水）から令和2年7月17日（金）までのうち指定された日時
- （注）詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係（電話（03）3542-2111 内線2162）までお尋ねください。

—中央都税事務所からのお知らせ—

4月から

固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 令和2年4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 8時30分～17時00分
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

令和2年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

<必要書類>

納税者本人であることを証明できるもの。

※ 運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

(注1) 納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。

(注2) 令和2年度の固定資産評価証明、土地・家屋名寄帳等については4月1日(水)からご申請いただけます。例年4月初めの数日間は、窓口が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなっております。お急ぎでなければ、混雑時期を避けてご申請されることをおすすめします。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

●詳細はこちらから

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告 義務化

検索

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索



- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されました。詳細については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

エルタックス
eLTAXを利用した
電子納税 が始まりました

2019年10月
から



対象税目

- ☆特別区民税・都民税(特別徴収分)
- ☆特別区民税・都民税(退職所得に係る納入申告)

金融機関等
へのお出か
け不要

複数の地方
公共団体へ
の一括納付

納付事務の
負担が軽減

こんな
メリットが!!



ご利用方法

①利用届出	②電子申告	③納付情報入力	④納付方法選択	⑤納税
eLTAXのホームページから利用届出を提出してください。(提出済みの方は不要です)	PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。	納付する税金の種類や納付先などの情報を入力してください。	インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選ぶことができます。	取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引き落としされます。(即時または指定日)

よくあるご質問 Q & A

Q. 電子納税した場合、領収証書は発行されますか？

A. 紙の領収証書は発行されません。納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

Q. 還付が発生した場合、システムで返金してくれますか？

A. システムでの還付は行いません。中央区から還付の通知をお送りいたします。

ご利用に当たっての注意点

- ① 退職所得に係る納入申告はeLTAXによる電子申告が必要です。
- ② 指定番号や納入金額の確認や入力のために、最新の「給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」をご用意ください。
- ③ 電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

問い合わせ先

eLTAXの登録・利用・操作方法について

eLTAXヘルプデスク
ホームページ

電話 0570-081459
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



月割額の決定・変更について

中央区総務部税務課課税係

電話 03-3546-5270~5275

納入の確認について

中央区総務部税務課収納係

電話 03-3546-5276~5278

○区役所職員が、納入書やeLTAXを利用せずに、特定口座への振り込みを依頼することはありません。振り込み詐欺にご注意ください。

禁煙推進が企業を強くする

日刊工業新聞社 岡田直樹

東京オリンピック・パラリンピックの開催をきっかけに、2020年4月から受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行になる。事業者は屋内の共用部を禁煙とするか、換気設備を整えた喫煙室を設置しなければならない。大企業では分煙や完全禁煙が進んでいるが、中小企業では特に経営者が喫煙者の場合、対応が後れやすいようだ。人的資源が限られる中小企業では、従業員の喫煙被害は経営リスクに直結する。従業員の健康を増進する「健康経営」を具体化し、完全禁煙に一步でも近づけたい。

世界保健機関(WHO)がまとめた報告書「世界のたばこ流行2019」は、「たばこが原因で、世界中で年間800万人以上が死亡し(中略)、このうち約120万人が受動喫煙にさらされた非喫煙者」と指摘している。また国際労働機関(ILO)は、人権擁護の視点から、途上国のたばこ栽培農家や労働者の貧困率が高く、貧しいコミュニティでは無償の児童労働が多いことを問題視。ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)につながる総合的な戦略を実施する方針だ。

喫煙は企業の生産性に影響する。産業医科大学の大和浩教授の試算によれば、喫煙は喫煙室との往復も含め1回約7分を要し、就業時間内に5回喫煙すると、1日35分となり、年間約31万円の人件費ロスを生じさせる。また喫煙者が離席することによる電話対応など職場スタッフの負担増も生産性の低下に響くとしている。

中小企業でも禁煙に積極的に取り組む動きがある。ソフト開発のアクロクエストテクノロジー(横浜市)は喫煙者を採用しない。内定者が喫煙者なら大学4年生の夏までに禁煙するのが採用の条件。また喫煙離席中に顧客から電話があった従業員は1000円の罰金(貯まったお金は社内の打ち上げに充当)を払うルールを実施した結果、喫煙率は2000年の30%から06年は4%になり、11年にゼロを達成した。ヘビースモーカーだったトップが自ら禁煙パッチを貼って取り組んだことが功を奏したようだ。

コンクリート床の修復工事を手がけるアップコン(川崎市)は禁煙達成やマラソン大会への参加、階段の上り下りなどを加点するポイント制を採用し、従業員に楽しみながら健康活動に取り組んでもらう工夫をしている。従業員はポイントを1年間貯めると点数に応じてカタログギフトがもらえる。こうした企業努力の結果、喫煙者は4年前の14人から現在は1人になった。企業イメージが向上し、入社希望者も増えているという。

禁煙・節煙対策を軌道に乗せている中小企業によると、`成功の秘訣、は「へこたれずにやり抜く」根気強さにある。従業員の健康は企業の財産。とりわけ組織が小さい中小企業では、トップが健康経営をしっかりと理解し、率先垂範する覚悟が重要だ。

たばこが1箱1000円に値上げされたら8割近くの人が禁煙する一とのシンクタンクの調査結果もあり、政策面でもまだ打つ手はありそうだ。東京オリンピック・パラリンピックは、タールの臭いがしない`無煙ニッポン、を世界にアピールする祭典にしたい。そのカギを握るのは、言わずもがな雇用の約7割を占める中小企業だ。



【筆者紹介】

岡田 直樹

(おかだ・なおき)

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、現在、特別論説委員。埼玉県出身、60歳。

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

<応募方法>

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①～③のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製はがきの場合は、「春季号(第239号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3663)3307

締切日

2020年5月31日

(当日消印有効)

発表

夏季号(第240号)当会報誌上

(2020年6月末発行)

(問)平成17年4月の電子帳簿保存法改正により「スキャナ保存制度」が導入されました。平成28年度の改正では、スキャナ機器について原稿台と一体型に限定する要件が廃止され、イ)やロ)もスキャナ機器として使用可能なことになりました。

下記の①～③のうち、イとロに入る言葉の組み合わせで正しいものはどれでしょうか?

①イ)デジタルカメラ ロ)ポラロイドカメラ

②イ)スマートフォン ロ)デジタルカメラ

③イ)ビデオカメラ ロ)スマートフォン

新春号 税金クイズ解答

新春号(第238号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

A:③ 食品添加物の金箔の販売

10月1日より消費税率の引上げと同時に、軽減税率制度が導入されました。

軽減税率の適用対象となる「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される金箔

は「食品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった「生活用水」として供給されるものが一体となって提供されており、軽減税率の適用対象とはなりません。

果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった「役務の提供」に該当しますので「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象とはなりません。

抽選結果発表

当会報新春号(238号)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方が当選されました。

おめでとうございます。

赤谷 幸恵	手城麻紀子
伊藤 佳子	新名 綾香
木下 賢	太島 千晶
妹尾 初枝	山内 ひとみ
高城 亜美	横山 知子

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

春季号(第239号)の答 (FAX応募用)

答 ①・②・③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名 _____

氏名 _____

所在地 _____

所属部課 _____

法人会への
メッセージ

法人会
消費税期限内納付
推進運動

アンケートのお願い

今般、にほんばしかわら版春季号を発行させていただきましたが、次号への参考のためにも、皆様の貴重なご意見、ご感想を頂きたく、お手数ですが下記項目にご記入をお願い申し上げます。尚、アンケートの返却方法については、●FAX:03-3663-3307 ●E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp のいずれかでお願ひ致します。お答え頂いた方の中から抽選で粗品を進呈します。

日本橋法人会 事務局

●気に入った記事はありましたか？

(下の表の中で気に入った記事がありましたら○をつけて下さい)

①日本橋高島屋 田中良司店長に聴く		②「江戸の合理性」	
③日本橋ランチのためのうまいものめぐり		④食事は「1日しっかり3回説」に、考えも対応も様々	
⑤令和2年度税制改正大綱		⑥日本橋税務署からのお知らせ	
⑦中央都税事務所からのお知らせ		⑧中央区役所からのお知らせ	
⑨禁煙推進が企業を強くする		⑩ぜいきんクイズ	

●表の①から⑩の中で具体的なお意見、ご感想はありますか？

●にほんばしかわら版への全体のご感想、またはご要望、今後取り上げてほしいテーマなどありましたらご記入下さい。

貴社名 _____

所在地 _____

御芳名 _____

ご協力ありがとうございました

日本橋法人会の今後の予定

開催日	行事内容	会場	開始時刻
2020年4月10日(金)	新入社員ビジネスマナー研修	東実健保会館	13:30～16:30
2020年4月14日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2020年4月15日(水)	4月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2020年4月17日(金)	経理実務の基礎講座	東実健保会館	13:15～17:15
2020年5月13日(水)	5月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2020年5月29日(金)	第9回 通常総会	東実健保会館	13:30～
〃	特別講演会「麒麟ビール高知支店はなぜ蘇ったか？」 講師:元麒麟ビール副社長 田村 潤氏	〃	14:30～16:00
2020年6月9日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2020年6月10日(水)	6月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
2020年6月25日(木)	民法(債権法)改正講座	法人会研修室	14:30～17:00

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。

**※今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、
開催予定の催し物が中止または延期となる場合がございます。**

最新の情報はホームページをご覧ください!!

■ 編集後記 ■

新型コロナウイルスの感染拡大が暮らしや景気に様々な影響を及ぼしています。中国の工場閉鎖に伴う製造業への影響や中国人観光客の減少によるインバウンド消費の激減、イベントの自粛、レジャー施設の休園、学校の臨時休校等、経済的な損失と社会的な影響は極めて大きいものがあります。世界各地にも感染は広まり、終息の気配が見えないまま先行き不安の状態が続いています。そのような状況のなかで私達は、常に正確な情報を共有し、可能な限りの対処を行い、恐れず、侮らず、やるべきことを実践しつづけるしかありません。

「にほんばしかわら版」春季号の特集は日本橋高島屋・田中良司店長のインタビュー記事です。高島屋の歴史と創業の精神、重要文化財である日本橋店への想い、地域活動への取り組み、新館と本館それぞれの「体験価値」の意味合いなど、興味深いお話を伺いました。日本橋を週末の「お出かけ先」に、という田中店長の言葉の中に、日本橋高島屋のこれからの方向性が示されていると思いました。

つづいては(株)伊場仙・吉田誠男社長にご寄稿いただいた「江戸の合理性」。実に面白い内容です。参勤交代の大名行列の侍たちは実は「アルバイト」で、人材派遣業もすでに存在していたなど、浮世絵での検証も楽しく、興味は尽きません。

ランチ紹介は東日本橋の「味乃一番」です。一番人気の海老そば、びりびり痺れる麻婆豆腐、豊富な日替わり定食と、何を食べても美味しい中華の名店です。

2020年度税制改正大綱は重要事項、税務署・都税事務所・中央区からのお知らせも大切な内容ですのでお目通しを。

ウィルス感染拡大が一日も早く収まり日常が戻ることを心から願いたいと思います。

広報委員長 飯田永介

にほんばしかわら版

令和2年春季号

第239号(通巻282号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電話 (3667) 1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介